

地域包括支援センター運営法人の公募の概要

現在、市内 21 の日常生活圏域に設置している地域包括支援センターについては、平成 24 年度に現在の体制として以来、地域とのつながりや運営の継続性を確保するため、同一の法人へ委託し運営してきたところであるが、契約における公平性を確保するとともに、定期的な評価の実施により一定のサービス水準を担保していくことが地域の利用者の利便性の向上につながると期待されることから、今般、地域包括支援センターの運営法人について、次のとおり公募を実施することとし、応募を受け付けている。

8 月下旬の募集締切の後、10 月中に選定を行う予定で進めている。

1 公募方法の概要

実施内容	理由
①導入時期 令和 3 年 4 月	○堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間との整合を鑑みると、第 7 期計画期間の令和 2 年度までで 9 年が経過することから、令和 2 年度に運営事業者を公募し、令和 3 年度から選定事業者による運営を行う。
②継続委託期間 継続委託期間を 6 年間とする。	○地域住民や関係機関等とのつながりや業務の継続性、職員の人材育成の観点から、一定期間の継続委託期間は必要。 ○堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間と整合させることで、施策の大きな方向性と地域包括支援センターの運営の方針を併せることができる。
③対象のセンター 市内全圏域（21 圏域）	○公平性、新規参入の機会を確保する。
④事業評価の反映 既存のセンターは、公募選定時に過去の活動状況の評価結果に基づき加減点、減点する。	○活動内容に応じたセンターが選定されるため、結果として地域の方に質の高い支援を実施することができる。
⑤応募資格 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人	○公平性、新規参入の機会を確保するため、「介護保険法施行規則第 140 条の 67」の規定において例示されている法人（老人介護支援センター設置法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人）に限らず、募集は広く行い、審査において選定する。
⑥選定方法 書類審査及びプレゼンテーション	※堺市地域介護サービス運営協議会に設置した「地域包括支援センター選定部会」において、応募者の審査を行う。 ※プレゼンテーションは、同一圏域に複数の法人から応募があった圏域で実施する。

2 公募スケジュール

令和2年7月1日	募集要項公開
令和2年7月1日～7月22日	公募参加申込書・質問書受付
令和2年7月27日	質問回答・募集開始
令和2年8月28日	募集締切
令和2年10月中	選定部会開催
令和2年11月上旬	運営法人の決定、選定結果の通知
令和3年1月～3月	開設準備、業務説明・引継ぎ
令和3年4月1日	運営開始

【参考】堺市ホームページ

地域包括支援センター運営法人の募集について（令和2年7月1日公開）

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/houkatsu_bosyu.html